

新型コロナウイルス感染症に係る尼崎市の取組状況

尼崎市は、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を踏まえ、感染防止対策の徹底と健全な社会生活の両立を目指し、市民の皆さまの安全と安心を守るため、全庁一丸となって全力で取り組んでまいります。

皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

— 尼崎市からのお願い —

5月8日から「5類感染症」への位置付けにより、新型コロナ対策は大きな転換点を迎えます。これまでの3年超にわたる感染拡大防止へのご協力について、改めて感謝申し上げます。

位置付けの変更に伴い、基本的な感染対策は、個人や事業者の判断に委ねられることとなりますが、これまでの取組を生かし、基本的な感染対策に取り組みながら、新しい生活を築いていけるように、これからは、自主的な感染対策をお願い致します。

兵庫県による主な要請内容等は、次のとおりです。

- 手洗いや手指消毒、効果的な換気、マスクの適切な着用（※）などは、新型コロナの特徴を踏まえた基本的な感染対策として、引き続き有効です。（※マスク着用の考え方については、2頁を参照）
- 発熱やのどの痛みなどの症状がある方や、新型コロナの検査で陽性となった方は、周囲の方に感染を広げないため、外出を控えてください。通院等でやむを得ず外出する時は、人混みは避けてマスクを着用（陽性となった方は発症翌日から10日間）するようお願いいたします。
- 体調不良時に備えて自己検査キットや常備薬等を準備してください。重症化リスクが低く、かつ症状が軽い場合はセルフメディケーションに取り組みましょう。
- 5月8日以降の療養期間は自主判断に委ねられますが、発症翌日から5日間を目安としてください。

詳しくは、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」をご確認ください。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>

マスク着用の考え方(令和5年5月1日時点)

令和5年2月10日付で、国から「マスク着用の考え方を見直し等について」以下の方針が示され、3月13日より、市民の皆様におかれましては、下記の場面に応じたマスク着用のご協力をお願いしております。

個人の主体的な選択を尊重し、着用は各個人の判断に委ねることを基本とするが、一定の場合にはマスク着用の推奨や周知を行う。

1. 高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、マスクの着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - (1) 医療機関受診時
 - (2) 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - (3) 通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。）に乗車する時（当面の取扱）
2. 新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るための対策として、マスクの着用が効果的であることを周知する。
3. 症状がある方、新型コロナ検査陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は、周囲の方に感染を広げないため外出を控え、通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用するよう周知する。
4. 高齢者等重症化リスクが高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。
5. 事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されることを周知する。

上記の方針を踏まえ、国等により事業別に方針が定められている場合を除き、次のとおり取り扱うこととしております。

【5月7日までの職員のマスクの着用について】

【マスク着用の基本的な考え方】

原則として、職場における感染防止対策としては、マスク着用を求めない。ただし、個人の判断によるマスク着用を妨げない。

【マスク着用を求める業務内容等】

- (1) 高齢者等重症化リスクが高い方や、不特定多数の人と接する場合
- (2) 職員の感染拡大や濃厚接触者に該当することにより、市民サービスが低下し、業務に支障をきたす恐れがある場合
- (3) せきや発熱等の症状がある場合

【5月8日以降の職員のマスクの着用について】

原則として、職場における感染防止対策としては、マスク着用を求めない。ただし、個人の判断によるマスク着用のほか、高齢者等ハイリスク者と接する場合に、各所属においてマスク着用を求めることは妨げない。

1. 病床、宿泊療養施設等の確保

- 兵庫県が行う病床や宿泊療養施設の確保については、本市も連携し、積極的に協力しています。

2. 相談、診療、検査体制の強化

(1) 外来医療体制の確保

- 発熱等の症状がある場合、先ずはかかりつけ医など身近な医療機関に電話でご相談ください。
- かかりつけ医などが無く、相談先に迷う場合は、「発熱等受診・相談センター」へご相談ください(令和5年9月末まで継続)。5類移行後も引き続き、診療・検査体制が整った地域の医療機関(発熱等外来対応医療機関)で受診できるよう、医療提供体制を整備していきます。

(2) 検査体制の強化

- 尼崎市立衛生研究所で行う検査機器の増強整備を図るなど、検査体制の維持を図っています。
- 唾液によるPCR検査や抗原検査等を活用し、市内医療機関(約215か所)で行政検査が実施できる体制の強化に取り組んでいます。

(3) 新型コロナ抗原検査キットの配布(令和5年5月7日で終了)

- 兵庫県が、薬事法令上の認可を受けた抗原検査キットを使用し自己検査で陽性となった場合、医師の診断を待たずに療養できる「自主療養制度」を実施しています。本制度の利用促進に向け、抗原検査キットを希望する方に、兵庫県では8月5日から、抗原検査キットを配布しています。

(4) 全数届出の見直しについて(令和5年5月7日で終了)

- 国において、令和4年9月26日から、全国一律で感染症法に基づく医師の発生届の対象を①65歳以上②入院を要する③重症化リスクがありかつ新型コロナ治療薬か酸素投与が必要④妊婦の4類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めています。
また、発生届の届出対象外の方について、陽性になった方の情報を自身で登録するため「尼崎市陽性者登録センター」を設置し、陽性者健康ホットダイヤル等と連携した健康フォローアップを行っています。

3. 自宅療養者等への支援 (令和5年5月7日で終了)

自宅療養者の病状悪化を防ぐとともに、社会福祉施設等における更なる感染拡大を防ぐため、市医師会等の協力のもと、医師による往診体制を整備しています。

自宅療養者や宿泊療養施設への入所を自宅で待つ陽性患者が安心して生活を送れるよう、9月26日以降、発生届の届出対象の方を対象にパルスオキシメーターの貸与を行っています。

より効率的な自宅療養者の健康観察を行うため、発生届の届出対象の方を対象に、患者本人がスマートフォン等を用いて自身の健康状態を登録する「My HER-SYS (マイハーシス)」を活用するとともに、SMSを送付して療養に関する必要な情報をお伝えしています。また、「尼崎市陽性者登録センター」に登録された方にも、メールで療養に関する必要な情報を送付しています。

4. 医療機関等への支援

- 新型コロナウイルス感染症から回復したものの、肺炎などの症状が残り、引き続き入院が必要な患者の転院を受け入れる医療機関に対し、協力金を支給しています。(令和5年3月31日で終了)
- 夜間救急搬送時の陽性患者について入院先の調整を行う間、一時的に患者の病室を確保する医療機関に対し、協力金を支給しています。(令和5年5月7日で終了)

5. 新型コロナワクチン接種の推進

(1) 初回接種(1・2回目接種)について

ワクチン接種(初回)を希望される方には病院や診療所での個別接種の機会を確保し、令和6年3月31日まで実施します。

(2) オミクロン株対応ワクチン接種(3・4・5回目接種)について

2回以上の接種を完了している方のうち、前回の接種から3カ月以上を経過した12歳以上の方を対象に実施しているオミクロン株対応ワクチンの接種(令和4年秋開始接種)は令和5年5月7日で終了します。(従来株ワクチンでの追加接種(3・4回目接種)は令和5年3月31日で終了)

(3) 小児ワクチンの接種について

5歳から11歳の子どもを対象として接種を実施しており、前回接種の完了から3カ月以上を経過した方は、引き続き一人1回のオミクロン株対応ワクチンでの追加接種(3・4回目接種)が可能です。(令和5年8月31日で終了)

小児ワクチンの接種を希望される方には病院や診療所での個別接種の機会を確保しています。

(4) 乳幼児ワクチンの接種について

生後6か月から4歳の子どもを対象として、接種を実施しています。乳幼児ワクチンの接種を希望される方には病院や診療所での個別接種の機会を確保し、令和6年3月31日まで実施します。

(5) 令和5年度の接種について

令和5年度の新型コロナワクチン接種については、春から夏(5月8日から8月末)にかけて初回接種を完了した65歳以上の高齢者や基礎疾患がある方、医療機関や高齢者施設等の従事者などを対象に追加接種を行います。(令和5年春開始接種)

春開始接種を希望される方には、病院・診療所での個別接種の機会を確保するとともに、県が市内に集団接種会場を確保する予定であることから、市ホームページ等を活用して広く周知していきます。

また、秋から冬(9月から12月)にかけて高齢者等を含む5歳以上の全ての世代に接種する予定です。(令和5年秋開始接種)

6. 戦略的サーベイランスと疫学調査等

(1) 社会福祉施設等の従事者を対象としたPCR・抗原検査の実施

本市では、これまで高齢者施設(居住系)における感染拡大傾向を早期に探知し、集団感染を未然に防ぐための迅速な対応につなげるため、2週間に一度、無症状の施設従業者を対象とした唾液によるP

CR検査を行ってきました。

令和4年11月下旬からは、介護・障害事業所等でのクラスター対策をさらに強化することを目的に、希望する施設の従事者を対象に国から提供された抗原検査キットを配布し、1週間に2度の検査を実施しており、令和5年9月末まで継続する予定です。

(2) 保育施設・幼稚園等の従事者を対象としたPCR検査の実施（令和5年3月31日で終了）

児童の感染については、依然として家庭内感染が多く認められるものの、施設職員から感染するといったケースも見受けられます。

安心して保育施設や幼稚園等の施設を利用していただくため、高齢者施設（居住系）と同様に、保育施設・幼稚園等の従事者を対象とした定期的なPCR検査を行っています。

令和4年第2期（令和4年8月15日から9月29日まで実施） 受検者1,377人のうち、陽性者3人

(3) 学校、保育施設等の聞き取り、調査について（令和5年5月7日で終了）

積極的疫学調査、それに伴う濃厚接触者の特定及び行動制限につきましては、ハイリスク施設に集中して実施することとし、原則として保育・教育施設には実施しません。ただし、保育所や幼稚園等の乳幼児については、マスクの着用など基本的な感染対策の徹底が困難と考えられるため、教育委員会とこども青少年局の判断で調査等を実施いたします。なお、集団感染（クラスター）が発生した場合を含め、判断が難しい場合は、必要に応じて保健所が助言を行いながら、聞き取り調査等を進めています。

(4) 高齢者施設におけるICN（感染管理看護師）等派遣について（令和5年3月31日で終了）

高齢者施設で陽性者が確認された場合、保健所の依頼の下、医師会のクラスター対策班の医師が施設に赴き、現場での診察や入院の優先順位付けを行う際に、医師と施設で相談し、協力病院から感染拡大防止の指導を行うICN（感染管理看護師）等を派遣する支援をしています。

2 市民生活を支援する取組

1. 生活基盤の確保

(1) 特別定額給付金（完了）

本市では、対象総数約 237,000 件のうち、約 236,000 件（99.3%）の申請があり、適正な申請に対する全ての支給を完了しました。（令和 2 年 11 月 1 日時点）

(2) 出産特別給付金（完了）

本市では、対象総数 3,291 件のうち、3,287 件（99.9%）の申請があり、適正な申請に対する全ての支給を完了しました。（令和 3 年 6 月 29 日時点）

(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（令和 5 年 3 月 31 日で終了）

- 都道府県社会福祉協議会が行う総合支援資金等の貸付を受け、令和 4 年 12 月末までに最終借入月が到来した世帯や再貸付が不決定になった世帯を対象に、収入や資産、求職活動等の支給要件に該当した場合、世帯人数に応じて最大月額 10 万円の自立支援金を 3 ヶ月間支給します。
- 支給対象となる可能性がある 8,157 世帯に対して個別通知を行ったところ、2,383 世帯から申請がありました。

(4) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- 新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和 3 年度及び令和 4 年度住民税非課税世帯等に対し、1 世帯 10 万円の給付を行った臨時特別給付金について、本市では適正な確認書の返送及び家計急変世帯に係る申請（約 77,000 件）に対して支給を行いました。（令和 4 年 12 月末時点）

(5) 水道基本料金、下水道基本使用料の減免

水道基本料金及び下水道基本使用料について、2 カ月分（令和 4 年 8・9 月検針分）の減免に続き、さらに 2 カ月分（令和 4 年 12 月・5 年 1 月検針分）を減免しました。

2. しごと、住宅、その他の生活支援対策

(1) 緊急雇用対策事業（令和 5 年 3 月 31 日で終了）

新型コロナウイルス感染症の影響による雇用情勢の悪化に伴い、仕事に影響を受けた市民の方などを対象にして会計年度任用職員の募集を行い、令和 2 年度は 12 名、令和 3 年度は 8 名をこれまで任用しましたが、改めて、令和 4 年度も会計年度任用職員の募集を 12 月 9 日まで行い、12 名を任用しました。

(2) 住宅困窮者への緊急支援

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う解雇や離職、減収により住宅に困窮している方を対象に、市営住宅を提供しています。

(3) 外国人に対する生活相談窓口について

外国人総合相談センター（市役所本庁 7 階ダイバーシティ推進課内）では、日々の生活における困り事等に対して、多言語で相談に応じています。

※相談員の対応可能言語：英語・中国語・ベトナム語・ネパール語

※窓口開設日時：平日 10 時～12 時、13 時～16 時

※それ以外の言語は、通訳機器などで対応します。

(4) 生理用品の配付について

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、経済的な理由で生理用品が十分に入手できず日常生活に支障が出るなどお困りの方に対して、生活支援相談や女性に関する相談の機会に併せて、市内公共施設5カ所（しごと・くらしサポートセンター尼崎北・尼崎南、いくしあ、あまぽーと・アマブラリ、女性センタートレピエ）で、生理用品の無償配付を行っています。

1. 相談事業等

(1) 「事業所向け相談窓口」を設置

出屋敷リベル3階に「事業所向け相談窓口」を設置し、経営環境の悪化に直面する事業者を対象とした、経営相談やセーフティネット保証の認定、各種支援策や納税等に関する総合的なサポートを行っています。(受付は平日のみ)

なお、セーフティネット保証4号・5号などの認定は、中小企業センターで行っています。

(2) 事業者向け 労務相談（無料）

労務関係でお困りの市内事業者の相談を、出屋敷リベル3階にて、社会保険労務士等の資格を持った専門の相談員が承ります。実施日は月・水・金（祝日は除く）事前予約制。

(3) 産業・雇用就労オンラインシステム関係事業（「AmaPortal（アマポータル）」の開設）

市内の事業者情報や雇用就労情報をワンストップで得ることができる情報ポータルサイト「AmaPortal（アマポータル）」を開設し、市内事業者の新たな商談機会を創出するビジネスマッチングや、就労希望者と人材不足の市内事業者をつなげる就労マッチング等の支援を行っています。

2. 補助金等

(1) 販路開拓・人材確保事業

市内事業者に安定した企業経営を継続していただくため、企業訪問等によるニーズ聞き取り調査を行い、ビジネスマッチング及び雇用就労マッチングにかかる機会をコーディネートします。なお、事業の実施は、中小企業センターで行っています。

(2) コロナ対策信用保証料補助金（令和5年4月10日の申請締め切りを以て終了）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内中小事業者が兵庫県中小企業融資制度を利用する際に支払う信用保証料の一部（信用保証料自己負担額の2/3以内 補助上限なし）を補助します。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/yusi_josei/yusi_sonota/1031880.html

3. その他の事業支援等

(1) SDGs「あま咲きコイン」推進事業

コロナ禍にある市内事業者への支援として、令和2年度に実証実験を行った「あま咲きコイン」を令和3年度から本格導入しています。同コインは1ポイント=1円で市内小売市場・商店街等の加盟店で利用できます。

(2) 市内企業PR支援事業（令和5年3月31日で終了）

コロナ禍に伴う採用活動のオンライン化が進む中で市内企業の採用活動を支援するため、オンラインによる求人イベントの開催や、企業のPR動画作成等により、市内企業の魅力発信・情報発信を行っています。

1. 高齢者施設、障害者施設等

(1) 施設の対応状況

- 各施設において、利用時間の短縮（時短）、臨時休業は行っておりません。
- 各施設において実施する感染防止対策にご理解、ご協力をお願いします。
- 感染防止対策として一部のサービス（事業）提供を停止又は制限している場合があります。詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

老人福祉センター、老人福祉工場、身体障害者福祉センター、身体障害者福祉会館、たじかの園、あこや学園、身体障害者デイサービスセンター

(2) 要介護者の一時受入施設の確保（令和5年3月31日で終了）

在宅介護を行う方が感染し、介護が必要な同居家族が濃厚接触者となる場合、一時的に要介護者を受け入れるための施設を確保しています。

(3) 衛生用品の配布

新型コロナウイルス感染症等の拡大防止等のため、厚生労働省から送付された衛生用品等（マスク、手袋、ゴーグル等）を令和5年3月に社会福祉施設に対して配布しました。

2. 施設等への支援

(1) 陽性者にサービスを提供する従事者（介護・障害福祉）への支援（受付終了）

陽性者に支援を行う介護保険サービスや障害福祉サービスの従事者に対する協力金（1日あたり3,000円又は12,000円）については、令和5年2月14日で受付を終了しました。

(2) 新規入所者のPCR検査の実施

介護保険施設及び障害者支援施設等への新規入所者のうち、検査を希望する方へPCR検査を実施しています。

3. 高齢者等へのその他の支援

- 希望される高齢者の方に、「100歳体操」などを収録したDVDを送付しました。
- コロナ禍でのフレイル予防策を学び、ご自宅等でも取り組んでいただけるよう「介護予防・重度化防止ハンドブック」の『動画』を本市の医療・介護連携協議会で制作。市民や医療・介護従事者向けに市公式YouTubeチャンネル等で配信しています。

1. 保育施設（事業所）等

(1) 各施設（事業所）の対応状況

- 保育施設（事業所）、児童ホーム、こどもクラブにおいて、利用時間の短縮（時短）、臨時休業は行っておりません。
- 各施設において実施する感染防止対策にご理解、ご協力をお願いします。
- 感染防止対策として一部のサービス（事業）提供を停止又は制限している場合があります。詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。
- 事業実施に際しては、感染経路の遮断や感染防止対策の徹底に引き続きご協力をお願いします。

(2) マスク着用について

3月13日以降の当面の間の保育施設等でのマスク着用については、令和5年2月10日の厚生労働省からの事務連絡「保育所等におけるマスクの着用の考え方の見直し等について」に基づき対応する旨を、以下のとおり市内保育施設等に周知しています。

- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、各施設が感染対策上又は事業上の理由等により、児童又は保育士等にマスクの着用を求めることは許容されます。
- 2歳未満児のマスク着用は奨めません。また、2歳以上児についても、マスクの着用は求めません。あわせて、基礎疾患がある等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童や保護者に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じることとします。

以上の内容を踏まえ、公立保育所では、以下の対応とします。

- ・児童については、マスクの着用は求めません。
- ・保護者の方は、日々の送迎時でのマスク着用については個人の判断にお任せします。
- ・職員は、当面の間、引き続きマスクを着用します。

また、児童ホーム、こどもクラブでは、令和5年2月15日の厚生労働省からの事務連絡「放課後児童クラブにおけるマスクの着用の考え方について」に基づき、学校における対応と同様の取り扱いとします。（12頁 6 学校園等の1.教育活動中、マスク着用の取り扱いの基本的な考え方を参照）

(3) 保育料の軽減（令和5年3月31日で終了）

感染拡大の防止と社会経済活動の両立の観点から、入所児童や保護者などに発熱やせき等の症状が現れていることや、同居家族など身近でPCR検査を受検中の方がいることを理由に登園を控えた場合等についても、保育料の軽減対象としています。

2. 施設等への支援

(1) 衛生用品の配付等

保育施設（事業所）を対象にマスクを配付しました。

(2) 応援職員の派遣

感染者発生時においても円滑な保育の提供がなされるよう、県の応援職員派遣協力施設に登録し、

職員が不足する保育施設（事業所）への応援職員派遣の協力調整を行います。

3. 子育て支援等

(1) 家庭・子育て相談事業

コロナ禍による不安やストレスを抱える保護者の負担を軽減するため、「いくしあ」の電話相談窓口で、専門職（公認心理師、社会福祉士等）による相談業務を行っています。

(2) 乳幼児健康診査等

- 乳幼児健康診査事業については、安心して受診いただくよう感染予防対策に留意しながら、集団健診を実施しています。
- 子どもの発達や育児について相談希望がある方を対象に、個別支援を行っています。

(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（受付終了）

- コロナ禍の影響を受けた低所得の子育て世帯に対する支援である、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（対象児童1人あたり5万円）については、令和5年2月28日で受付を終了しました。
- 子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象とならない世帯に対する、対象児童1人あたり1万円相当分のあま咲きコインのポイント付与については、令和5年2月28日で受付を終了しました。

1. 教育活動

【令和5年4月1日～】

- 市立学校園につきましては、「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、文部科学省発出の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「適切なマスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「効果的な換気」等基本的な感染対策を実施したうえで行います。
- 教職員や児童生徒の発熱等体調不良時には、出勤・登校させないことを徹底します。
- マスク着用の取扱い

[基本的な考え方]

- ①児童生徒・教職員とも、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
 - ②マスクの着用が推奨される以下の場面においては、児童生徒や教職員も着用を推奨。
 - ・登下校時(通勤ラッシュ時)に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合
 - ③基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由により着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でも着用の有無による差別・偏見等がないように適切に指導を行うこと。
 - ④学校教育活動の中で「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策(十分な換気の実施や大声での会話は控える等)を講じることが望ましい。
 - ⑤新型コロナに限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられること。(ただし、マスクの着用を強いることがないようにすること)
 - ⑥咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。
- 学校園において新型コロナウイルス感染者が確認された場合の休業期間中や感染が不安で登校を見合わせる児童生徒に関しては、タブレット等を活用して学習機会の確保を図ります。
 - 給食の際には、手洗いの徹底や適切な換気を行うとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合は一定の距離(1m程度)を確保する等の措置を講じた上で、児童生徒等の間での会話を可能とします。

2. 学校行事、校外活動、学校開放事業

- 校外から多くの人が来校する行事を実施する際には、体調不良の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知します。また、1回当たりの参加人数の制限などの対応を行います。
- 令和5年度の入学式においては、園児児童生徒及び教職員、来賓、保護者とも式典全体を通じてマスクを外すことを基本とします。ただし、来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、参加人数については学校園の規模等に応じて、各学校園で決定します。
- 校園外行事(修学旅行など宿泊を伴う活動、日帰りの行事等)については、実施地域の感染状

況、受入先の意向、参加人数、移動方法、活動中に感染者が確認された場合の対応などを十分確認し、感染防止対策を徹底した上で実施します。(学校での宿泊は行いません)

- 学校開放事業（スポーツ開放等）は、屋内・屋外施設ともに通常どおり実施します。

3. こころのケア等

- 授業や部活動に励む子どもたちの成果を披露する機会が減少しているなか、テレビ放送で子どもたちの活躍を取り上げるなど、株式会社ベイ・コミュニケーションズと締結している連携協定を活用し、子どもたちを応援する企画を協働で推進しています。

1. イベントの開催制限等

イベント等の開催については、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」による要請内容を順守してください。

2. イベントの開催自粛要請等（兵庫県からの要請内容）

(1) イベント開催制限の目安等

	区分	収容率	人数上限
①	感染防止安全計画を策定し、県による確認を受けたもの (参加者が5,000人超かつ収容率50%超のイベント)	100%以内	収容定員まで
②	その他(安全計画を策定しないイベント)	100%以内	5,000人又は 収容定員50% のいずれか大きい方

※収容率と人数上限のいずれか小さい方を限度

①「感染防止安全計画」の策定

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントの開催を予定する場合には、感染防止安全計画を策定し、県対策本部事務局の事前確認を受けるよう要請する。

(屋外イベントについては、「花火大会・祭りなど屋外イベントに求める感染対策の基本的考え方(R5.1.27)」を参照)

※感染防止安全計画の受付は令和5年4月30日終了

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk42/04hanabitaikai.html>

②その他(安全計画を策定しないイベント)

県対策本部事務局所定の様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表することを要請する。

(2) 感染対策の徹底

- イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に対する主催者による行動管理など、基本的な感染防止策を講じることを要請する。
- 収容定員が設定されていない場合は、人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保することを要請する。

3. 市が主催するイベント等

- 市が主催するイベント等は、その目的や規模、参加者の状況等を踏まえて、開催の可否を判断します。最新の情報については、市ホームページ(ページ番号1020259)でお知らせします。

<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/1009441/1020259/index.html>

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けが5類に移行しますが、基本的な感染予防対策をお願いします。
- ▶ 感染防止対策として一部のサービス（事業）提供を制限している場合があります。詳しくは、各施設に直接お問い合わせください。

1. 貸館・貸室等

- 各施設において、利用時間の短縮（時短）、臨時休業、人数制限は行っておりません。
- 引き続き基本的な感染予防対策をお願いします。

生涯学習プラザ、地域総合センター、女性センター・トレピエ、園田東会館、すこやかプラザ、ユース交流センター、尼崎市総合文化センター

2. 図書館、博物館等

- 各施設において、利用時間の短縮（時短）、臨時休業、人数制限は行っておりません。
- 生涯学習プラザ、ユース交流センターアマブラリの図書室も通常どおり利用が可能です。

中央・北図書館、尼崎城天守、歴史博物館、田能資料館、A-LAB、防災センター

3. 公園、運動施設等

- 各施設において、利用時間の短縮（時短）、臨時休業、人数制限は行っておりません。

バイコム総合体育館、地区体育館、サンシビック尼崎屋内プール、陸上競技場、野球場、テニスコート

4. その他の公共施設等

- 各施設において、利用時間の短縮（時短）、臨時休業は行っておりません。
- 一部屋内施設のご利用に際しては、人数制限を行っています。

すこやかプラザ、つどいの広場、子どもの育ち支援センター「いくしあ」、ポートレース尼崎（人数制限あり）、あまがさき観光案内所

1. 感染防止への呼びかけ等

- 市ホームページ（ページ番号 1020259）では、新型コロナウイルス感染症の発生状況や感染状況の分析結果、コロナ禍で困窮する方への各種支援情報など、新型コロナウイルス感染症に関連する最新の情報を公開しています。
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/1009441/1020259/index.html>
- より多くの方に必要な情報を提供できるよう、市公式 SNS（ツイッター、フェイスブック、ライン）を活用した情報提供に努めています。
- 新型コロナウイルス感染症対策に関する啓発ポスターを作成し、公共施設や学校、地域のコミュニティ連絡板等に掲示しています。

2. 感染拡大に伴う広報（情報発信）の強化

- まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施期間中など、新型コロナウイルスの感染拡大に強い警戒を必要とする時期には、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）の放送や、広報車両の巡回によって、注意喚起を行っています。
- 車両巡回による注意喚起は、消防団や家庭ごみ収集委託事業者をはじめとする様々な関係機関（団体）と協力して行っています。
- 感染拡大を防ぐため、人流抑制等の対策を特に集中的かつ重点的に必要とする時期には、市内主要駅付近における外出自粛の呼びかけや、夜間の見回り活動等を行っています。

3. 正しく理解するための普及啓発

- 新型コロナウイルス感染症について、正確な基礎知識や最新の知見、また感染事例などを共有いただくことを目的に、『「正しく恐れる」ための基礎知識と事例集』（令和 4 年 9 月 27 日改訂）を生涯学習プラザ、南北保健福祉センター、保健所などに設置しています。
- 新型コロナウイルスに関する人権侵害や差別について、新型コロナワクチン接種の有無等による差別的取扱いも新たな問題として懸念されることから、令和 3 年 8 月 5 日に「新型コロナウイルス感染症に関する差別を許さない 阪神 7 市 1 町共同メッセージ」を発信しました。

1. 庁舎・職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務、時差出勤、テレビ会議の積極活用など柔軟な働き方を推進し、接触機会の低減に努めています。
- 検温、消毒、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等、基本的な感染防止対策を徹底しています。
- 職員のマスク着用については、国等により事業別に方針が定められている場合を除き、マスク着用の考え方（2 ページ参照）に基づいて業務を行います。
- 市民課窓口におけるリアルタイムの混雑状況をお知らせするため、混雑ランプシステムの導入、**待合状況の配信**等を行い、来庁者による 3 密の回避を推奨するとともに、窓口の混雑緩和に取り組んでいます。

混雑ランプシステム：<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/todokede/1024393.html>

- 「尼崎市オンライン申請ポータルサイト」を開設し、住民票の写しや、市・県民税課税証明書などをオンラインで申請することができるサービスを行っています。

<https://lgpos.task-asp.net/cu/282022/ea/residents/portal/home>

2. 組織体制の整備

- 令和 2 年 1 月 29 日、尼崎市新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置。
- 令和 2 年 2 月 27 日、尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- 令和 2 年 4 月 15 日、新型コロナウイルス感染症対策室を設置
- 令和 2 年 4 月 17 日、新型コロナウイルス総合サポートセンターを設置
- 令和 3 年 3 月 19 日、尼崎市新型コロナワクチン案内センターを開設
- 令和 3 年 6 月 11 日、新型コロナウイルスワクチン接種推進本部を設置
- 令和 3 年 7 月 21 日、新型コロナウイルス総合サポートセンターによる相談業務を終了

3. 複合災害への備え

(1) 衛生用品等の備蓄強化

- 感染症に対応した避難所を迅速に開設するため、マスクや消毒液等の衛生用品をはじめ、パーティションや換気用の大型送風機などの資機材を調達し、指定避難場所のうち、市内の小中学校及び一部の生涯学習プラザ（中央北、小田南、大庄北、立花南、武庫西、園田東）に配置しています。
- 感染症と自然災害といった複合災害を想定し、従来の備蓄計画を見直し、衛生用品等の備蓄の拡充を進めています。
- マスクや消毒液等の不足に備え、市内の製造業者と災害時の物資優先供給協定を締結するなど、災害時の体制整備に努めています。

(2) 避難対策の整備

- コロナ禍での大規模自然災害の発生に適切に対応するため、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所対策についてのガイドラインを作成し、自宅で療養、待機する陽性患者や濃厚接触者の避難先を確保するなどの取組を進めています。
- 感染症に対応した適切な避難所運営を図るため、「運営マニュアル」を作成し、公表しています。

(3) 複合災害を想定した訓練の実施等

- 作成した運営マニュアルの実効性の確保、関係職員の習熟を目的に、コロナ禍での避難所開設、避難者の受け入れ等を想定した訓練を実施しています。
- コロナ禍においては、「在宅避難」や「お知り合い避難」等を想定しておくことが特に重要であることから、多様な避難行動の普及啓発に取り組んでいます。

※5月8日以降、感染症法上の「5類感染症」に位置付け変更されることに伴い、尼崎市新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止となることから、市の取組状況もそれに合わせて廃止となります。

【改定年月日】

令和2年 5月 7日改定	令和2年 5月15日改定	令和2年 5月22日改定
令和2年 5月28日改定	令和2年 6月19日改定	令和2年 7月17日改定
令和2年 7月27日改定	令和2年 7月30日改定	令和2年 8月 4日改定
令和2年 9月 3日改定	令和2年 9月24日改定	令和2年10月 9日改定
令和2年10月22日改定	令和2年11月16日改定	令和2年11月30日改定
令和2年12月28日改定	令和3年 1月14日改定	令和3年 1月29日改定
令和3年 2月 5日改定	令和3年 3月 1日改定	令和3年 3月 8日改定
令和3年 3月22日改定	令和3年 4月 1日改定	令和3年 4月 5日改定
令和3年 4月16日改定	令和3年 4月25日改定	令和3年 4月28日改定
令和3年 5月12日改定	令和3年 5月20日改定	令和3年 5月31日改定
令和3年 6月18日改定	令和3年 7月 9日改定	令和3年 7月21日改定
令和3年 7月30日改定	令和3年 8月19日改定	令和3年 8月24日改定
令和3年 8月31日改定	令和3年 9月10日改定	令和3年 9月30日改定
令和3年10月21日改定	令和3年11月26日改定	令和3年12月 1日改定
令和4年 1月26日改定	令和4年 2月19日改定	令和4年 3月 5日改定
令和4年 3月18日改定	令和4年 4月27日改定	令和4年 5月31日改定
令和4年 7月19日改定	令和4年 8月 9日改定	令和4年 9月22日改定
令和4年11月24日改定	令和4年12月26日改定	令和5年 1月27日改定
令和5年 3月 3日改定	令和5年 3月30日改定	令和5年 5月 1日改定

【措置実施期間】

令和2年 4月 7日 ~ 令和2年 5月21日 (45日間)	緊急事態措置
令和3年 1月14日 ~ 令和3年 2月28日 (46日間)	緊急事態措置
令和3年 4月 5日 ~ 令和3年 4月24日 (20日間)	まん延防止等重点措置
令和3年 4月25日 ~ 令和3年 6月20日 (57日間)	緊急事態措置
令和3年 6月21日 ~ 令和3年 7月11日 (21日間)	まん延防止等重点措置
令和3年 8月 2日 ~ 令和3年 8月19日 (18日間)	まん延防止等重点措置
令和3年 8月20日 ~ 令和3年 9月30日 (42日間)	緊急事態措置
令和4年 1月27日 ~ 令和4年 3月21日 (54日間)	まん延防止等重点措置